

第92期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年6月23日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 大阪市中央区本町橋2番46号
PALTAC本社ビル 3階

開催場所が前回と異なります。
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項 第1号議案 取締役 8名選任の件
第2号議案 監査役 2名選任の件

本年より、お土産は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止の観点から本株主総会につきましては、可能な限り郵送（書面）又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えくださいますようお願いとご協力をお願い申し上げます。

目次

第92期定時株主総会招集ご通知……	2
議決権行使についてのご案内……………	4
株主総会参考書類……………	7
事業報告……………	16
計算書類……………	37
監査報告書……………	51

郵送（書面）又はインターネットによる議決権行使期限

2020年6月22日（月曜日）午後5時30分まで

経営理念

当社は、化粧品・日用品、一般用医薬品など日々の生活に欠かせない商品の中間流通を担い、生活者のみなさまに安定してお届けするという、社会的な責任があると考えています。

社会にとって、お取引先にとって本当に必要とされる企業であり続けるために「PALTAC MIND」を定め、当社の役員・従業員が共有し、具体的な行動の指針としております。

価値観や意思決定・行動の基準などを共有することで、各個人が主体的かつスピードをもって行動できる企業を目指しています。

PALTAC MIND

—— 私たちの源流 ——

誠実と信用

創業以来、一貫して企業活動・従業員の行動の原点としてきた基本精神。
常に真摯な姿勢で臨み、築いてきた信頼が今日のPALTACの根幹となっています。

—— 私たちが目指すもの ——

私たちは流通を通じて、お取引先の繁栄と、
人々の豊かで快適な生活の実現に貢献します

—— 私たちが大切にしているもの ——

私たちは、人とのつながりを大切に、感謝の心を忘れず謙虚な姿勢で行動します
私たちは、常にスピードをもって、新しい発想と技術で変革に挑戦し続けます
私たちは、協働の姿勢をもち、責任ある判断と行動で役割を果たします

—— コーポレートスローガン ——

顧客満足の最大化と流通コストの最小化



(証券コード 8283)

2020年6月1日

株主のみなさまへ

大阪市中央区本町橋2番46号

株式会社 PALTAC

代表取締役社長 糟谷 誠一

第92期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92期定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については今なお予断を許さない状況にありますが、慎重に検討した結果、本株主総会につきましては、規模を縮小し、適切な感染防止策を実施のうえで開催させていただくことといたしました。

株主のみなさまにおかれましては、感染防止の観点から、可能な限り郵送（書面）又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えくださいますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、郵送（書面）又はインターネットによる議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月22日（月曜日）午後5時30分までのご行使をお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市中心区本町橋2番46号
P A L T A C本社ビル 3階
（開催場所が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第92期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役 8名選任の件
第2号議案 監査役 2名選任の件

以 上

議決権行使についてのご案内

当日株主総会へ ご出席の場合

株主総会開催日時 | 2020年 **6月23日** (火曜日) **午前10時**

同封の議決権行使書用紙を、当日会場受付にてご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

郵送（書面）による 議決権行使の場合

議決権行使期限 | 2020年 **6月22日** (月曜日) **午後5時30分**

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示
のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。



インターネットによる 議決権行使の場合

議決権行使期限 | 2020年 **6月22日** (月曜日) **午後5時30分**

次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照
のうえ、当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただ
き、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。



複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

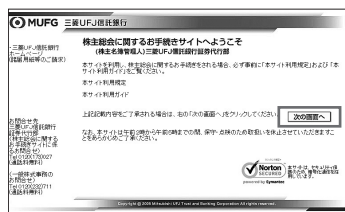
郵送（書面）又はインターネットによる議決権行使の場合は、
お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使について

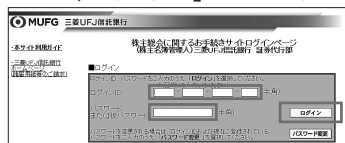
次のいずれかの方法で当社指定の議決権行使サイトへアクセスしてください。

パソコンの場合

<https://evote.tr.mufg.jp/>に
アクセスします。



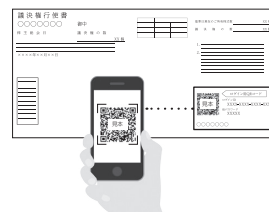
同封の議決権行使書用紙 右下部に記載の
「ログインID」及び「仮パスワード」を
ご入力のうえ「ログイン」をクリックします。



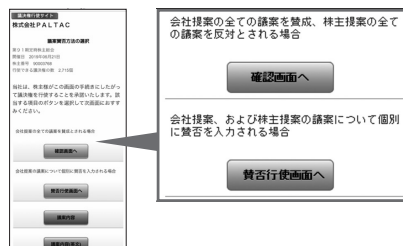
パスワード変更画面へ移行しますので、
任意のパスワードをご登録のうえ、
「送信」をクリックします。

スマートフォンの場合

同封の議決権行使書用紙 右下部に記載の
「ログイン用QRコード」を読み取ります。



初回ログイン時に限り、「ログインID」
及び「仮パスワード」の入力は不要です。
直接議案賛否方法の選択画面へ移行します。



以降は画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

他人による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、パソコンでのログイン並びにスマートフォンでの2回目以降のログインの際には、ご利用の株主さまに議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

議決権行使サイトのご利用環境について

- (1) 議決権行使サイトは、パソコン、スマートフォン又は携帯電話を用いたインターネットのみでご利用いただけます。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。
- (2) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・パケット通信料等）は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。
- (3) インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合があります。詳細につきましては、下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部
〈ヘルプデスク〉

電話 **0120-173-027**（通話料無料）

受付時間 午前 9 時 から 午後 9 時まで

《 機関投資家のみなさまへ 》

事前のご利用申込みをいただくことにより、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

- ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、下記のインターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。
- ◎ 株主総会決議ご通知につきましては、下記のインターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。
- ◎ 本年より、お土産は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社ホームページ  <http://www.paltac.co.jp/>

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

現任の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において迅速な意思決定を図るため1名減員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位、担当
1	再任 みき た くに お 夫 三木田 國 夫	代表取締役会長兼CEO
2	再任 かす たに せい いち 糟 谷 誠 一	代表取締役社長兼COO
3	再任 の ま まさ ひろ 野 間 正 裕	取締役専務執行役員 営業統括本部長
4	再任 もり や あき よし 森 谷 晃 佳	取締役専務執行役員 管理担当
5	新任 しま だ まさ はる 嶋 田 政 治	常務執行役員 経営企画室長
6	再任 よ ごう かつ とし 余 郷 勝 利	社外取締役 独立役員
7	再任 おお いし か おり 大 石 歌 織	社外取締役 独立役員
8	新任 あさ だ かつ み 浅 田 克 己	社外取締役 独立役員

候補者 番号 1 再任 みきた くに お 三木田 國 夫 (1943年10月23日生) 所有する 当社株式の数 151,390 株	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
	1966年 3月 (株)大粧(現 (株)P A L T A C)入社 1990年12月 当社取締役営業本部第一営業部長 1995年10月 当社常務取締役営業本部長 1996年12月 当社代表取締役副社長営業本部長 1998年12月 当社代表取締役社長 2005年10月 (株)メディセオ・パルタックホールディングス (現 (株)メディパルホールディングス)代表取締役副社長 2008年 6月 同社取締役会長 2009年 6月 同社取締役相談役 2010年 6月 当社代表取締役会長最高経営責任者 2012年 6月 当社代表取締役会長兼C E O 〈現任〉
	取締役候補者とした理由 三木田國夫氏は、当社の営業部門で要職を歴任し、1990年に取締役に就任後、1998年から2010年まで代表取締役社長、2010年から代表取締役会長を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識、強いリーダーシップを有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、引き続き経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

候補者 番号 2 再任 かす たに せい いち 糟 谷 誠 一 (1962年9月22日生) 所有する 当社株式の数 15,571 株	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
	1985年 4月 (株)パルタック(現 (株)PALTAC)入社 2011年 6月 当社執行役員横浜支社長 2013年 4月 当社常務執行役員横浜支社長 2014年 6月 当社取締役常務執行役員横浜支社長 2016年 6月 当社常務執行役員営業本部長 2017年 6月 当社取締役専務執行役員営業本部長 2018年 4月 当社取締役副社長執行役員営業統括本部長 2018年12月 当社代表取締役社長兼ＣＯＯ営業統括本部長 2019年 4月 当社代表取締役社長兼ＣＯＯ〈現任〉 2019年 6月 (株)メディパルホールディングス取締役〈現任〉 〔重要な兼職の状況〕 (株)メディパルホールディングス取締役
	取締役候補者とした理由
	糟谷誠一氏は、当社の営業部門で要職を歴任し、2017年に取締役に就任後、現在は代表取締役社長として経営全般の強化に努めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、引き続き経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。

候補者 番号 3 再任 の ま まさ ひろ 野 間 正 裕 (1962年9月6日生) 所有する 当社株式の数 14,554 株	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1985年 4月 (株)パルタック(現 (株)P A L T A C)入社 2012年 6月 当社執行役員近畿支社長 2013年 4月 当社常務執行役員近畿支社長 2014年 6月 当社取締役常務執行役員近畿支社長 2016年 6月 当社常務執行役員名古屋支社長 2018年 4月 当社専務執行役員西日本営業本部長兼商品本部長 2018年 6月 当社取締役専務執行役員西日本営業本部長兼商品本部長 2019年 7月 当社取締役専務執行役員北海道支社長 2020年 1月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長〈現任〉 取締役候補者とした理由 野間正裕氏は、当社の営業部門で要職を歴任し、2018年に取締役に就任後、現在は取締役専務執行役員営業統括本部長として営業部門の強化に努めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、引き続き経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。
候補者 番号 4 再任 もり や あき よし 森 谷 晃 佳 (1960年11月11日生) 所有する 当社株式の数 25,735 株	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1981年 8月 (株)パルタック(現 (株)P A L T A C)入社 2012年 6月 当社執行役員財務本部副本部長 2016年 6月 当社常務執行役員財務本部副本部長 2018年 4月 当社常務執行役員財務本部長 2019年 6月 当社取締役専務執行役員財務本部長 2020年 4月 当社取締役専務執行役員管理担当〈現任〉 取締役候補者とした理由 森谷晃佳氏は、当社の財務部門で要職を歴任し、2019年に取締役に就任後、現在は取締役専務執行役員管理担当として管理部門全般の強化に努めており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、引き続き経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。

候補者 番号 5 新任 しま だ まさ はる 嶋 田 政 治 (1967年8月4日生) 所有する 当社株式の数 13,151 株	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1990年 4月 東洋信託銀行(株)(現 三菱UFJ信託銀行(株))入社 2005年 4月 (株)パルタック(現 (株)PALTAC)入社 2013年 4月 当社執行役員経営企画本部副本部長 2014年 4月 当社執行役員経営企画室長 2018年 4月 当社常務執行役員経営企画室長〈現任〉 取締役候補者とした理由 嶋田政治氏は、金融・信託業界で培った専門知識を活かして当社の経営企画部門で要職を歴任し、現在は常務執行役員経営企画室長として経営企画・IR部門の強化に努めており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。
候補者 番号 6 再任 よ ごう かつ とし 余 郷 勝 利 (1945年7月18日生) 社外取締役 独立役員 所有する 当社株式の数 5,970 株	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1968年 4月 トヨタ自動車販売(株)(現 トヨタ自動車(株))入社 1996年 6月 同社第5車両部長 1999年 6月 大阪トヨペット(株)常務取締役 2004年 6月 トヨタファイナンス(株)代表取締役副社長 2006年 6月 トヨタ東京カローラ(株)代表取締役社長 2011年 6月 当社社外取締役〈現任〉 社外取締役候補者とした理由 余郷勝利氏は、日本を代表する自動車製造関連企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、2011年から当社の社外取締役に務めております。引き続き独立した立場から、この豊富な経験及び実績を活かして、当社の業務執行の監督や意思決定に参画いただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。 なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。

候補者 番号 7 再任 おお いし か おり 大 石 歌 織 (1977年4月21日生) 社外取締役 独立役員 所有する 当社株式の数 319 株	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 2001年10月 弁護士登録 2001年10月 北浜法律事務所(現 北浜法律事務所・外国法共同事業)入所 2013年 1月 同事務所パートナー〈現任〉 2017年 6月 当社社外取締役〈現任〉 〔重要な兼職の状況〕 北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー 社外取締役候補者とした理由 大石歌織氏は、弁護士としての専門知識及び豊富な経験を有するとともに、企業法務にも精通しており、2017年から当社の社外取締役を務めております。同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、引き続き独立した立場に加え女性の目線から当社の業務執行の監督や意思決定に参画いただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。 なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
候補者 番号 8 新任 あさ だ かつ み 浅 田 克 己 (1947年11月19日生) 社外取締役 独立役員 所有する 当社株式の数 一 株	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1970年 4月 灘神戸生活協同組合(現 生活協同組合コープこうべ)入組 1995年 6月 生活協同組合コープこうべ常任理事 2004年 6月 生活協同組合コープこうべ組合長理事 2011年 6月 日本生活協同組合連合会会長〈2017年6月退任〉 社外取締役候補者とした理由 浅田克己氏は、生活協同組合に入組後、2011年から2017年まで全国の消費者組合組織の会長を務めるなど、生活者目線での組織運営で培った豊富な経験と幅広い見識を有しております。この豊富な経験と幅広い実績に加えてE S G領域における長期的な視野も踏まえ、独立した立場から当社の業務執行の監督や意思決定に参画いただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. (株)メディパルホールディングスは当社の親会社であります。取締役候補者 糟谷誠一氏の親会社における現在又は過去5年間の業務執行者としての地位及び担当につきましては、略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況欄に記載のとおりであります。
3. 余郷勝利氏、大石歌織氏及び浅田克己氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、余郷勝利氏及び大石歌織氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限とする契約を締結しており、両氏の選任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、浅田克己氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、余郷勝利氏及び大石歌織氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認可決された場合は、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、浅田克己氏の選任が承認可決された場合は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、社外取締役候補者を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては、一般株主と利益相反の生じるおそれがないよう、会社法や東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を重視するとともに、専門性及び独立性などを総合的に勘案し、個別に判断しております。

第2号議案 監査役2名選任の件

現任の監査役 金岡幸宏氏及び小寺陽平氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

	略歴、地位及び重要な兼職の状況
候補者 番号 1 再任 かな おか ゆき ひろ 金 岡 幸 宏 (1960年3月27日生)	1982年 4月 小林製菓(株)入社 2001年 4月 (株)コバショウ (現(株)PALTAC) 入社 2003年 10月 (株)青瑛 (現(株)PALTAC) 代表取締役社長 2006年 6月 (株)コバショウ執行役員 2008年 1月 同社取締役 2008年 4月 当社常務執行役員四国支社長 2009年 10月 当社常務執行役員経営企画本部長 2010年 10月 当社常務執行役員商品本部長 2012年 6月 当社常勤監査役〈現任〉
	監査役候補者とした理由
所有する 当社株式の数 12,752 株	金岡幸宏氏は、当社の営業部門及び管理部門で要職を務めるなど豊富な経験と実績を有しており、2012年に常勤監査役に就任後、当社経営の適法性・妥当性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。この豊富な経験を引き続き当社の監査体制の強化に活かすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。

候補者 番号 2 再任 こ たら よう へい 小 寺 陽 平 (1976年9月8日生) 社外監査役 独立役員 所有する 当社株式の数 3,682 株	略歴、地位及び重要な兼職の状況 2004年 10月 弁護士登録 2004年 10月 菊池総合法律事務所入所 2005年 12月 小寺一矢法律事務所入所〈現任〉 2012年 6月 当社社外監査役〈現任〉 〔重要な兼職の状況〕 小寺一矢法律事務所弁護士 社外監査役候補者とした理由 小寺陽平氏は、弁護士としての専門知識及び豊富な経験を有しており、2012年に社外監査役に就任後、当社経営のコンプライアンス体制の構築・維持について重要な役割を果たしております。同氏は、過去に社外監査役になること以外の方法により会社経営に関与したことはありませんが、引き続き独立した立場から、この専門知識と経験を当社の監査体制強化に活かしていただけると判断したため、選任をお願いするものであります。 なお、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
--	---

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小寺陽平氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、小寺陽平氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限とする契約を締結しており、同氏の選任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、小寺陽平氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認可決された場合は、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、社外監査役候補者を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては、一般株主と利益相反の生じるおそれがないよう、会社法や東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を重視するとともに、専門性及び独立性などを総合的に勘案し、個別に判断しております。

以 上

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が緩やかに改善していたものの、消費税率の引上げによる消費者マインドへの影響や、世界的な広がりを見せている新型コロナウイルス感染症の拡大の影響などにより、先行きの不透明な状況が続いております。

化粧品・日用品、一般用医薬品業界においては、人手不足による人件費や物流費の上昇が続くなかで、台風や大雨などの度重なる自然災害、消費税率の引上げに伴う消費者マインドの変化、そして第4四半期以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響を受けることとなりました。足下の動向としては、インバウンド需要が大幅に減少する一方で、感染防止に関連した商品の需要が急激に増加しております。また、紙製品などにおいては一時的かつ急激な需要増加があり、需給や配送において、調整の取りづらい状況が続いております。当社が取り扱う商品は、日々の生活に欠かせない必需品であることから、かかる環境下における商品の安定供給などサプライチェーンの維持・継続に向けた当社の重要性はさらに高まるものと考えております。

このような状況のなか、当社は社会的な使命を果たすべく、「顧客満足の最大化と流通コストの最小化」をコーポレートスローガンに、人々の生活に密着した「美と健康」に関する商品をフルラインで提供する中間流通業として、サプライチェーン全体の最適化・効率化を目指した取組みを着実に進めております。小売業の効果的な品揃えや販売活動を支援する営業体制の強化、及び安心・安全で高品質・ローコスト物流機能の強化を図り、平時はもとより有事の際にも「安定供給」できる体制により、小売業ひいては消費者のみなさまへローコストかつ安定的に商品をお届けする取組みを行っております。

当事業年度は「1兆円、その先へ ～攻めの投資で流通改革に挑戦～」をビジョンとする中期経営計画の2年目にあたり、労働人口減少に伴う人手不足をはじめとした流通における課題の解決を推進し、持続的成長を見据えた企業価値の向上に努めました。

具体的には、首都圏での出荷能力増強とA I・ロボット等を活用した新物流モデルの展開による飛躍的な生産性向上を目的とした「R D C 埼玉」（埼玉県北葛飾郡杉戸町）を2019年11月に稼働させたほか、2020年3月には、首都圏における最適出荷体制の構築と経営資源の有効活用による資産の効率化を図るため「R D C 東京」（千葉県浦安市）を売却いたしました。

また、2019年10月に営業組織を改革・強化いたしました。企業間の相互協力による取組みを強化し、サプライチェーン全体の生産性向上を視野に「コストの利益化」を推進するためのS C M本部の設置、及び消費者に商品がわたる店頭を重視した取組み強化と、店頭における情報を活用・フィードバックすることによる商談の品質向上を担う店舗支援本部を設置いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績については次のとおりとなりました。

売上高	1兆464億12百万円（前期比 3.1%増）
営業利益	247億 8百万円（前期比 2.7%減）
経常利益	273億16百万円（前期比 4.2%減）
当期純利益	254億12百万円（前期比28.6%増）

なお、当社の事業区分は単一事業区分であり、商品分類別及び販売先業態別の売上高については次頁のとおりであります。

- （注） 1. R D C（Regional Distribution Center）とは、大型物流センターのことをいいます。
2. S C M（Supply Chain Management）とは、生産された商品が消費者にわたるまでの流通過程全体を視野に、商品や情報等の流れを最適化・効率化するための手法のことをいいます。

〈商品分類別の売上高〉

商品分類別の名称	金額（百万円）
化粧品	265,950
日用品	454,452
医薬品	137,817
健康・衛生関連品	172,256
その他	15,935
売上高計	1,046,412

〈販売先業態別の売上高〉

販売先業態別の名称	金額（百万円）
ドラッグストア	663,366
ホームセンター	95,622
ディスカウントストア、 スーパーセンター	76,272
コンビニエンスストア	75,146
スーパーマーケット、 スーパースーパーマーケット	51,496
ゼネラルマーチャンドライジングストア	37,778
輸出、その他	46,729
売上高計	1,046,412

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は187億91百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

〈物流センターの新設〉

RDC埼玉（埼玉県北葛飾郡杉戸町）

〈物流センター用地の取得〉

大阪府貝塚市

栃木県下都賀郡野木町

(3) 資金調達の状況

当事業年度における設備資金及び運転資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金をもって充当し、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第 89 期 (2017年3月期)	第 90 期 (2018年3月期)	第 91 期 (2019年3月期)	第 92 期 当事業年度 (2020年3月期)
売上高 (百万円)	922,095	966,684	1,015,253	1,046,412
営業利益 (百万円)	19,129	23,006	25,399	24,708
経常利益 (百万円)	21,573	25,498	28,528	27,316
当期純利益 (百万円)	14,605	17,453	19,767	25,412
1株当たり当期純利益 (円)	229.84	274.65	311.07	399.90
純資産 (百万円)	166,921	183,435	197,237	218,297
総資産 (百万円)	361,363	387,399	393,603	418,756
1株当たり純資産額 (円)	2,626.72	2,886.59	3,103.80	3,435.20

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第91期から適用しており、第90期につきましては、当該会計基準を反映した遡及適用・組替後の数値を記載しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社メディパルホールディングスであり、同社は当社株式31,853千株（議決権比率50.17%）を保有しております。

なお、同社との営業上の取引はありません。

当社は、「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」、親会社グループは、主に「医療用医薬品卸売事業」を行っており、取扱商品や流通形態等が大きく異なることから、現状は親会社グループの事業との間に競合関係はなく、当社の自由な営業活動や経営判断に影響を与えるものではありません。また、当社の事業戦略、人事政策等につきましては、全て当社が独立して主体的に検討のうえ決定しております。

また、当社役員について親会社グループからの受け入れはありませんが、適切なグループガバナンス維持のため、当社代表取締役社長糟谷誠一は親会社の取締役を兼務しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

当社が属する化粧品・日用品、一般用医薬品業界においては、労働人口減少による人手不足により、人件費や配送費の上昇が続いており、将来においてもこの影響はさらに大きくなると予想しております。これは、当社だけの課題ではなく、メーカーから小売業に至るサプライチェーン全体の課題となっており、メーカーから小売業の中間に位置する当社の役割・使命はますます重要なものとなっております。

このような環境のなか、当社は今後の事業運営に大きな影響を及ぼしかねない労働人口減少に対処すべき課題と認識し、この課題に対応すべく中期経営計画における重点項目を定め取り組んでおります。

① サプライチェーン全体の効率化に向けた「利益の再投資」

事業で得た利益を、事業基盤強化のために再投資することで持続的成長を果たしてまいります。特に事業規模拡大に向けた出荷キャパシティの確保及び労働人口減少や働き方改革に対応するため、生産性向上を実現する「効率の良い物流センター」等への投資を行ってまいります。これらにより、高品質の流通サービスを提供することで社会インフラを担う企業としてサプライチェーン全体の効率化に資する取組みを進めてまいります。

② 新技術とノウハウを融合した「新物流モデルの確立」

これまでの卸売業の枠を超えたAI・ロボットなどの最新技術を取入れ、当社が持つ物流ノウハウと融合させることで、新しい物流モデルの確立に挑戦してまいります。自動化やロボット化を推進し、従来比2倍の人員生産性を実現することで労働人口減少に対応するとともに、人への負担軽減や危険作業を回避する「人にやさしい物流」を実現してまいります。

③ 「強み」に磨きをかける「品質を伴った生産性の向上」

当社は、1998年から高品質かつローコストな仕組みを提供できる物流モデル構築に取り組んでまいりました。今後においても新しい物流モデル確立はもとより、既存の物流センター内の改善活動の継続、業務集約及び人材の最適配置などを進め、品質を伴った着実な生産性向上を果たし、将来の環境変化に対応しうる効率の高い事業基盤を構築してまいります。

④ お取引先の課題解決に資する「人材・組織の強化」

持続的成長の源泉である経営理念を基に自発的活動のできる人材を育成し、その人材が互いに協力して活躍できる最適な組織構築に取り組んでまいります。これらにより、サプライチェーン全体の生産性向上に向け、当社の総合力を発揮し、小売業・メーカー及び協力パートナーとの協働取組みによる課題解決を推進することで業績拡大に取り組んでまいります。

⑤ E S G（環境・社会・ガバナンス）を重視した経営

当社は、化粧品・日用品、一般用医薬品などの生活必需品を扱う中間流通業者であります。企業活動を通じて、持続可能な社会に向けたS D G sの達成に貢献するとともに、「人々の豊かで快適な生活の実現」を目指しております。流通段階において存在するムダを排除し生産性向上に努めることで、社会的価値の提供や環境負担軽減にも貢献できると考えております。このような考え方を基本に、効率的かつ有効なガバナンス体制の強化を進め、社会インフラ企業として持続的成長を果たしてまいります。

(注) S D G s (Sustainable Development Goals) とは、2015年の国連サミットで採択された持続可能な社会の実現を目指すために、国際社会が2030年までに達成すべき環境や社会に関する17の目標のことをいいます。

(11) **主要な事業内容**（2020年3月31日現在）

当社は、化粧品・日用品、一般用医薬品等の販売、取引先の物流業務の受託を主要な事業内容としております。

(12) **主要な事業所**（2020年3月31日現在）

〈 本社 〉 大阪市中心区

〈 支社及び物流拠点 〉

支社	物流拠点	北海道支社・RDC北海道	(北海道北広島市)
支社	物流拠点	東北支社・RDC宮城	(宮城県白石市)
	物流拠点	RDC東北	(岩手県花巻市)
支社		東京支社	(東京都北区)
	物流拠点	RDC関東	(埼玉県白岡市)
	物流拠点	RDC埼玉	(埼玉県北葛飾郡杉戸町)
	物流拠点	RDC新潟	(新潟県見附市)
支社	物流拠点	横浜支社・RDC横浜	(神奈川県座間市)
支社	物流拠点	名古屋支社・RDC中部第1センター	(愛知県春日井市)
	物流拠点	RDC中部第2センター	(愛知県春日井市)
支社	物流拠点	北陸支社・RDC北陸	(石川県能美市)
支社	物流拠点	近畿支社・RDC近畿	(大阪府泉大津市)
	物流拠点	RDC堺	(堺市西区)
支社	物流拠点	中四国支社・RDC中国	(広島市安佐南区)
	物流拠点	RDC四国	(香川県観音寺市)
支社	物流拠点	九州支社・RDC九州	(福岡県小郡市)
	物流拠点	RDC沖縄	(沖縄県うるま市)

(13) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
2,196 名	11 名減	45.9 歳	19.0 年

(注) 使用人数には、臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員を含む）5,051名は含まれておりません。

(14) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	930
株式会社みずほ銀行	930
株式会社三井住友銀行	575

2. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 180,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 63,553,485 株
- (3) 株主数 3,280 名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社メディopalホールディングス	31,853	50.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,551	4.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,331	3.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,679	2.64
J P MORGAN CHASE BANK 385632	1,653	2.60
PAL TAC従業員持株会	1,287	2.03
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,162	1.83
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	1,024	1.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	804	1.27
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	780	1.23

(注) 持株比率は自己株式 (6,287株) を控除して計算しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

当社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	三木田 國 夫	C E O
代表取締役社長	糟 谷 誠 一	C O O、 (株)メディパルホールディングス取締役
取締役専務執行役員	田 代 雅 彦	物流・情報システム統括本部長
取締役専務執行役員	野 間 正 裕	営業統括本部長
取締役専務執行役員	森 谷 晃 佳	財務本部長
取締役専務執行役員	磯 部 良 平	総務本部長
社外取締役	余 郷 勝 利	
社外取締役	松 本 隆	(株)ジー・スリーホールディングス取締役、 早稲田大学評議員、公益財団法人日本デザイン振興会評議員
社外取締役	大 石 歌 織	北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー
常勤監査役	金 岡 幸 宏	
常勤監査役	新 谷 尚 志	
社外監査役	鈴 木 秀 夫	
社外監査役	小 寺 陽 平	小寺一矢法律事務所弁護士
社外監査役	亀 井 浩	
社外監査役	原 繭 子 (戸籍名 有馬 繭子)	原公認会計士事務所代表、 日本公認会計士協会近畿会幹事ダイバーシティ推進委員会委員長

(注) 1. 当社は、取締役 余郷勝利氏、松本隆氏及び大石歌織氏並びに監査役 鈴木秀夫氏、小寺陽平氏、亀井浩氏及び原繭子氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 監査役 原繭子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 2019年7月1日付をもって、取締役の地位及び担当等の異動を行いました。

氏名	異動前	異動後
野 間 正 裕	取締役専務執行役員 西日本営業本部長	取締役専務執行役員 北海道支社長

4. 2020年1月1日付をもって、取締役の地位及び担当等の異動を行いました。

氏名	異動前	異動後
野 間 正 裕	取締役専務執行役員 北海道支社長	取締役専務執行役員 営業統括本部長

5. 2020年4月1日付をもって、取締役の地位及び担当等の異動を行いました。

氏名	異動前	異動後
田 代 雅 彦	取締役専務執行役員 物流・情報システム統括本部長	取締役専務執行役員 監査部長
森 谷 晃 佳	取締役専務執行役員 財務本部長	取締役専務執行役員 管理担当
磯 部 良 平	取締役専務執行役員 総務本部長	取締役専務執行役員 東京支社・LC事業本部管理統括部長

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の地位	氏名	退任時の担当	退任日	退任理由
取締役副会長	守 永 雅		2019年 6月21日	任期満了
取締役相談役	二 宮 邦 夫		2019年 6月21日	任期満了
取締役専務執行役員	辻 本 欽 則	秘書室長兼管理担当	2019年 6月21日	任期満了
常勤監査役	豊 田 一 憲		2019年 6月21日	辞任
取締役副社長執行役員	和 田 治	営業統括本部長	2019年12月31日	辞任
社外監査役	亀 井 浩		2020年 3月31日	辞任

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役 (うち社外取締役)	13 (3)	469 (37)
監査役 (うち社外監査役)	7 (4)	95 (45)
合計 (うち社外役員)	20 (7)	565 (82)

(注) 1. 上記には、事業年度中に退任した取締役4名及び監査役2名が含まれております。

2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、次のとおりであります。

取締役：2006年6月26日開催の第78期定時株主総会において、金銭による報酬として年額750百万円及び2009年6月23日開催の第81期定時株主総会において、社宅提供等による非金銭報酬20百万円と決議いただいております。

監査役：2009年6月23日開催の第81期定時株主総会において、年額150百万円と決議いただいております。

3. 当社は、社宅提供等の非金銭報酬として、取締役に11百万円支給しております。(上記支給額に含まれております。)

4. 当社は、取締役・監査役の報酬等の額については、経営戦略の達成に向けて、優秀な人材を引き付けるに足るインセンティブとするとともに、経営環境の変化や外部の客観的なデータ等考慮し、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランスを勘案した水準としております。

取締役の報酬等については、社外取締役・社外監査役を過半数とする任意の諮問機関である指名・報酬委員会の協議を行ったうえで、取締役会に上程し決議しております。

なお、監査役の報酬については監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は以下のとおりであり、当社といずれの兼職先との間にも特別な関係はありません。

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	松 本 隆	(株)ジー・スリーホールディングス取締役、 早稲田大学評議員、公益財団法人日本デザイン振興会評議員
社外取締役	大 石 歌 織	北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー
社外監査役	小 寺 陽 平	小寺一矢法律事務所弁護士
社外監査役	原 繭 子 (戸籍名 有馬 繭子)	原公認会計士事務所代表、 日本公認会計士協会近畿会幹事ダイバーシティ推進委員会委員長

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	余 郷 勝 利	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、主に自動車製造関連企業の経営者としての経験を活かし、当社の決定や業務執行に対し、独立した立場から意見を表明しております。
社外取締役	松 本 隆	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、小売業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の決定や業務執行に対し、独立した立場から意見を表明しております。
社外取締役	大 石 歌 織	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、弁護士としての専門知識及び豊富な経験を活かし、当社の決定や業務執行に対し、独立した立場に加え女性の目線から意見を表明しております。
社外監査役	鈴 木 秀 夫	当事業年度開催の取締役会19回の全て及び監査役会15回のうち14回に出席し、主に金融関連企業を中心とした経営者としての経験を活かし、独立した立場から適宜、適切な発言を行っております。
社外監査役	小 寺 陽 平	当事業年度開催の取締役会19回の全て及び監査役会15回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と高い見識を活かし、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について、独立した立場から適宜、適切な発言を行っております。
社外監査役	亀 井 浩	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回及び監査役会15回の全てに出席し、化粧品関連製造企業での経営者としての経験を活かし、独立した立場から適宜、適切な発言を行っております。
社外監査役	原 繭 子 (戸籍名 有馬 繭子)	2019年6月21日就任以降に開催された取締役会15回の全て及び監査役会11回の全てに出席し、公認会計士としての豊富な専門知識と高い見識を活かし、独立した立場に加え女性の目線から適宜、適切な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 余郷勝利氏、松本隆氏及び大石歌織氏並びに社外監査役 鈴木秀夫氏、小寺陽平氏、亀井浩氏及び原繭子氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限とする契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

区分	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	86
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	86

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署並びに会計監査人より、当事業年度の監査方針、監査計画、監査の方法と体制について資料を入手、報告を受け、その内容及び報酬見積りの算定根拠を確認、検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の独立性及び専門性その他職務の遂行に支障があると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会が、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任事由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議した内容の概要及びその運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①事業展開の指標となる経営理念、会社の目標を定めるほか、取締役会規則に定める経営上の重要事項については取締役会において決定する。さらに、その他の重要会議において監査役の出席を求め、重要な決定についても日常的に監査役の監査を受ける。
- ②内部統制の整備・充実を図るため、必要に応じ適宜に見直し、改善を図る。また、その周知徹底によって経営の透明性と健全性を継続確保しながら、円滑な事業展開と収益確保を通じ、企業価値を最大限に高めていくことをめざす。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理規則、個人情報取扱基準等の社内規程により、保存及び管理（廃棄を含む）を適切に実施し、必要に応じて適宜に見直し等を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理体制については、損失発生 of 未然の防止や早期発見のため、情報管理規則、情報セキュリティ・ポリシーをはじめ、リスクマネジメント基本規則、C S R 委員会規則その他各種社内規程、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、見直し等を行い、その周知徹底を図る。また、大規模地震等災害発生時の使用人の安否や事業継続の可否を早期に把握するため、災害対策マニュアルや安否確認システムを導入している。
- ②通常業務については、代表取締役社長の直轄組織である監査部が内部業務監査を行うものとし、リスクが現実化し、重大な影響が予測される場合は、代表取締役社長が主体的役割を担う。
- ③金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度への対応としては、C S R 推進本部が内部統制の維持・整備を進める部門とし、モニタリングを実施するための機能を、監査部に付加し、損失の危険を早期に発見することに努める。
- ④反社会的勢力による経営活動への関与については、C S R 推進本部長のもと、同部門において一元的に管理することにより防止を徹底する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①経営組織及び職務分掌並びに職務の権限と責任を明確にするための社内規程を取締役会において制定し、これに基づき組織的かつ効率的な企業運営を行う。
- ②代表取締役社長は、決算会議・営業会議などの会議体を主催し、組織間の意思統一や連携を図り、職務を執行する。
- ③予算管理規則に基づき経営計画を策定し、ＩＴを活用した効率的な業務を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①社内規程を整備し、使用人に対し周知徹底を図るとともに、監査・モニタリング体制を整備することにより、業務の適正を確保する。併せて、定期的な研修やＣＳＲ委員会の活動を通じ、使用人に対して当社の社会的責任・法令遵守についての意識を啓蒙する。
- ②公益通報に関する窓口を社内及び社外に設置し、ガイドラインなどの制定を行うとともに、使用人に対し周知徹底を図る。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、子会社と相互に連携を図ることにより、上記(1)から(5)までの体制の構築、運用、整備に努める。また、関係会社管理規則に則り、必要に応じて子会社に関係資料等を提出させ、経営計画や事業戦略等の重要事項の事前承認を行う。
- ②監査部は、当社及び子会社に対して統一的な監査基準のもとに内部業務監査を行い、併せて財務報告に係る内部統制についても、必要に応じて有効性評価を実施する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役から求めのあった場合は、以下の事項に準拠した専任の補助すべき使用人を置くこととする。

- ①監査役の職務を補助すべき専任の使用人に関する人事は、監査役会の同意を必要とする。
- ②監査役の職務を補助すべき専任の使用人は、監査役の指揮命令に服するものとする。
- ③取締役は当該補助すべき使用人に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように留意する。

(8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ①当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ②上記の報告及び情報提供の主なものは、次のとおりとする。
 - イ. 経営状況
 - ロ. 事業遂行状況
 - ハ. 財務状況、月次・四半期・期末決算状況
 - ニ. 監査部が実施した内部監査の結果
 - ホ. リスク管理の状況
 - ヘ. コンプライアンスの状況（内部通報された事実を含む）
 - ト. 事故・不正・苦情・トラブルの状況
 - チ. 業績の発表内容・重要開示書類の内容、その他対外的に公表する事実
- ③当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人は、各監査役の要請の有無を問わず、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは遅滞なく監査役に報告する。
- ④監査役へ報告した者に対して、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ②監査役からの要請があった場合、監査部及び会計監査人は監査役との会合等により連携を図ること、また重要会議へ監査役が出席すること、さらに内部監査部門、法務部門その他の管理部門は、監査役の補助を行うことなど、監査役の監査が実効的に行われる体制の確保をする。
- ③当社は、監査役が監査の実施のために所用の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことはできない。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりであります。

- ①取締役会は19回開催し、法令及び定款等に定められた事項並びに予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り、相互に業務執行を監督いたしました。
- ②監査役会は15回開催し、監査方針及び監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令及び定款等の遵守状況について監査いたしました。また、代表取締役及び会計監査人との会合を持ち、緊密な連携を図り、意見交換を行いました。
- ③内部統制委員会は適宜開催し、財務報告に係る内部統制の維持・整備を進めました。内部統制監査及び内部業務監査については、実施計画に基づき監査部がモニタリングを実施いたしました。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまに対する利益配分と持続的成長による企業価値向上を経営の最重要課題と認識しております。利益配分につきましては、資本政策における重要項目であるとの認識の下、持続的成長を支える将来の事業基盤強化に向けた投資資金及び財務基盤の強化に必要な内部留保のバランスを考慮しつつ、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。当面は、配当性向25%以上を目処とし、中長期的には業績拡大に応じた増配に努めてまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。取締役会決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めており、また同法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨も定款に定めております。

当事業年度の配当金につきましては、上記方針に基づき、1株当たり年間配当金は前事業年度に比べ2円増配し70円（中間配当金35円、期末配当金35円）といたしました。

また、翌事業年度の配当金につきましては、利益配分に関する方針は変更しておりませんが、現時点では業績の見通しがつかないため、配当予想につきましても未定とし、業績の見通しがついた時点で、業績予想とともに速やかに開示いたします。

（注）本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てており、比率については四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
資 科	目 金 額	負 科	目 金 額
流 動 資 産	279,982	流 動 負 債	190,932
現金及び預金	22,575	電子記録債権	7,689
受取手形	5,166	買掛金	152,005
売掛金	192,062	1年内返済予定の長期借入金	3,558
商品及び製品	43,398	リース債権	150
前渡金	592	未払金	19,710
前払費用	622	未払費用	255
未収入金	15,200	未払法人税等	5,046
そ の 他	372	前払受金	36
貸倒引当金	△7	預り金	116
		賞与引当金	1,601
固 定 資 産	138,774	返品調整引当金	178
有形固定資産	114,979	資産除去債務	1
建物	45,963	その他	583
構築物	1,805	固 定 負 債	9,526
機械及び装置	18,857	長期借入金	350
車両運搬具	102	リース債権	166
工具、器具及び備品	504	繰延税金負債	5,562
土地	47,401	退職給付引当金	2,548
リース資産	293	資産除去債務	74
建設仮勘定	49	長期預り金	578
		その他	246
無 形 固 定 資 産	911	負 債 合 計	200,459
の特許権	68	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	218	株 主 資 本	208,457
ソフトウェア仮勘定	473	資本剰余金	15,869
電話加入権	48	資本剰余金	27,827
その他	84	資本準備金	16,597
	17	その他資本剰余金	11,229
投 資 そ の 他 の 資 産	22,883	利 益 剰 余 金	164,770
投資有価証券	22,085	利益準備金	665
関係会社株式	20	その他利益剰余金	164,104
出資金	0	固定資産圧縮積立金	7,839
破産更生債権等	0	別途積立金	132,244
長期前払費用	64	繰越利益剰余金	24,020
前払年金費用	514	自 己 株 式	△9
差入保証金	141	評価・換算差額等	9,839
そ の 他	62	その他有価証券評価差額金	9,831
貸倒引当金	△4	繰延ヘッジ損益	8
資 産 合 計	418,756	純 資 産 合 計	218,297
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	418,756

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高	1,032,844	1,046,412
商品の売上高	13,568	
売上原価	954,427	964,885
商品の売上原価	10,457	
売上総利益		81,527
販売費及び一般管理費		56,818
営業利益		24,708
営業外収益		2,752
受取配当金	334	
情報提供料収入	1,752	
不動産賃貸料	131	
その他の利益	533	144
営業外費用		
支払利息	84	
不動産賃貸費用	36	
その他の費用	22	27,316
経常利益		
特別利益		9,746
固定資産売却益	9,403	
投資有価証券売却益	343	237
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	87	
減損損失	18	
投資有価証券評価損	117	
その他の損失	12	36,825
税引前当期純利益		
法人税、住民税及び事業税	8,912	11,412
法人税等調整額	2,500	
当期純利益		25,412

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	15,869	16,597	11,229	27,827	665	2,277	118,244	22,554	143,742	△8	187,429
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当				－				△4,384	△4,384		△4,384
当 期 純 利 益				－				25,412	25,412		25,412
固定資産圧縮積立 金 の 積 立				－		5,679		△5,679	－		－
固定資産圧縮積立 金 の 取 崩				－		△118		118	－		－
別途積立金の横立				－			14,000	△14,000	－		－
自己株式の取得				－					－	△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				－					－		－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	5,561	14,000	1,466	21,028	△0	21,027
当 期 末 残 高	15,869	16,597	11,229	27,827	665	7,839	132,244	24,020	164,770	△9	208,457

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	9,803	4	9,807	197,237
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			－	△4,384
当 期 純 利 益			－	25,412
固定資産圧縮積立 金 の 積 立			－	－
固定資産圧縮積立 金 の 取 崩			－	－
別途積立金の積立			－	－
自己株式の取得			－	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	28	3	32	32
当 期 変 動 額 合 計	28	3	32	21,059
当 期 末 残 高	9,831	8	9,839	218,297

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

及び関連会社株式

② その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ …………… 時価法を採用しております。

(3) たな卸資産 …………… 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く） …………… なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

機械及び装置 8～12年

(2) 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く） …………… なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用 …………… 均等償却を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …………… 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担相当額を計上しております。

(3) 返品調整引当金 …………… 商品の返品による損失に備えるため、法人税法の規定に基づく繰入限度相当額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法
各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理しております。
4. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理によっております。
為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を行っております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 …………… ヘッジ手段 デリバティブ取引（為替予約取引）
ヘッジ対象 外貨建債務及び外貨建予定取引
- (3) ヘッジ方針 …………… 事業活動に伴う為替相場等変動によるリスクを低減させること、又はキャッシュ・フロー固定化を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 …………… 為替予約について原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の為替相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債に関する重要な条件が同一である場合には、有効性が100%であることが明らかであるため、有効性の判定は省略しております。
5. のれんの償却方法 …………… 5年間の定額法により償却を行っております。
及び償却期間
6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の会計処理 …………… 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度において独立掲記していた「助成金収入」（当事業年度は38百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	53,968百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	0百万円
短期金銭債務	1百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	0百万円
その他の営業費用	95百万円
営業取引以外の取引による取引高	
その他営業外収益	19百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	63,553,485	－	－	63,553,485
合計	63,553,485	－	－	63,553,485
自己株式				
普通株式(注)	6,237	50	－	6,287
合計	6,237	50	－	6,287

(注) 自己株式の株式数の増加50株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月8日 取締役会	普通株式	2,160	34	2019年3月31日	2019年5月31日
2019年10月29日 取締役会	普通株式	2,224	35	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月12日 取締役会	普通株式	2,224	利益剰余金	35	2020年 3月31日	2020年 6月2日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	291百万円
賞与引当金	489
貸倒引当金	3
未払経費	318
退職給付引当金	779
投資有価証券評価損	376
未払役員退職慰労金	75
資産調整勘定	25
その他	33
繰延税金資産合計	2,394
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△3,456
その他有価証券評価差額金	△4,335
前払年金費用	△157
その他	△7
繰延税金負債合計	△7,956
繰延税金資産（負債）の純額	△5,562

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び未収入金には、顧客及び取引先の信用リスクがあります。投資有価証券である株式には、市場価格の変動リスクがあります。営業債務である電子記録債務、買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金には主に営業取引に係る資金調達であります。長期借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、5年以内であります。デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先との継続取引に伴う債権について、取引先との密な連携体制や社内債権管理の徹底、さらには取引信用保険の加入等により貸倒発生リスクを抑える活動を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業等）の財務状況等を把握し、取引先企業等との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

デリバティブ取引は、「職務権限規則」に基づいて実行されております。当該実行は海外事業本部が対象としている外貨建金銭債務の範囲内で行っており、毎月金融機関よりデリバティブ取引の実行残高通知を受領し、実績表との突合にて一致の確認を行っております。また、これらの執行、管理状況について社内の監査部門が監査を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注) 2. 参照)。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	22,575	22,575	－
(2)受取手形	5,166	5,166	－
(3)売掛金	192,062	192,062	－
(4)未収入金	15,200	15,200	－
(5)投資有価証券	21,103	21,103	－
資産計	256,107	256,107	－
(1)電子記録債務	7,689	7,689	－
(2)買掛金	152,005	152,005	－
(3)1年内返済予定の長期借入金	3,558	3,557	△0
(4)未払金	19,710	19,710	－
(5)長期借入金	350	348	△1
負債計	183,313	183,311	△1
デリバティブ取引(※)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	11	11	－
デリバティブ取引計	11	11	－

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(4)未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。また、有価証券はその他有価証券として保有しております。

その他有価証券の当事業年度中の売却額は805百万円であり、売却益の合計額は343百万円、売却損の合計額は6百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	20,752	6,569	14,182
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	20,752	6,569	14,182
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	351	364	△13
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	351	364	△13
合計		21,103	6,934	14,169

(注) 当事業年度において、その他有価証券について117百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、当事業年度末における時価が、取得原価の30%以上下落した場合に減損処理を行うこととしております。

負債

(1)電子記録債務、(2)買掛金、(4)未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)1年内返済予定の長期借入金、(5)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当事業年度(2020年3月31日)		
			契約額等	うち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1,766	—	11
合計			1,766	—	11

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	982
子会社株式(※2)	20

(※1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

(※2) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表上には記載しておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	22,575	—	—	—
受取手形	5,166	—	—	—
売掛金	192,062	—	—	—
未収入金	15,200	—	—	—
合計	235,004	—	—	—

(注) 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
1年内返済予定の 長期借入金	3,558	—	—	—	—	—
長期借入金	—	350	—	—	—	—
合計	3,558	350	—	—	—	—

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社メディアパルホールディングス（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 3,435円20銭

1株当たり当期純利益 399円90銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

減損損失に関する注記

当事業年度において、以下の資産又は資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
和歌山県和歌山市	賃貸資産	土地	18

当社は、事業用資産については原則として支社又は物流センター単位で、賃貸資産及び遊休資産については個別物件単位でグルーピングしております。

当社の保有する資産のうち、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産及び今後使用が見込まれない資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（18百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、土地18百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額（売却予定の資産については売却予定価額）又は固定資産税評価額を基に算定した金額によっております。

監査報告書

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社P A L T A C
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 康 仁 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 余 野 憲 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社P A L T A Cの2019年4月1日から2020年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社P A L T A C 監査役会

常勤監査役	金 岡 幸 宏	㊞
常勤監査役	新 谷 尚 志	㊞
社外監査役	鈴 木 秀 夫	㊞
社外監査役	小 寺 陽 平	㊞
社外監査役	原 繭 子 (戸籍名 有馬 繭子)	㊞

(注) 社外監査役亀井浩は、2020年3月31日をもって辞任により退任いたしました。
なお、監査役会の定員につきましては、法令及び定款の規定を満たしております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

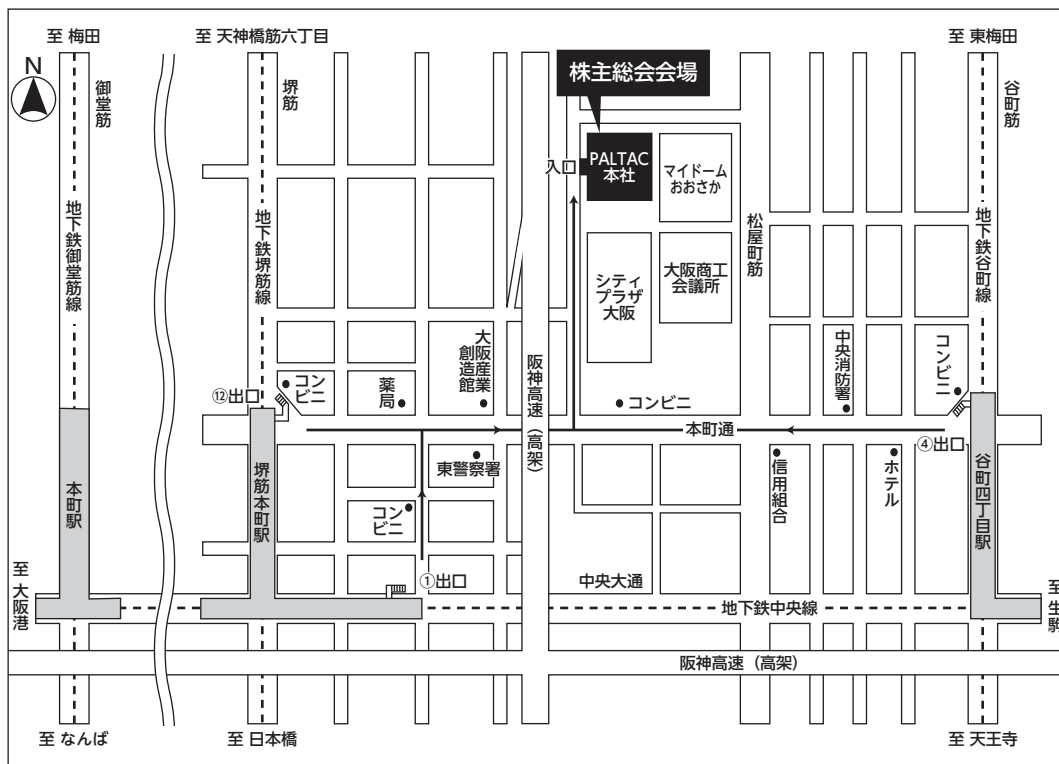
大阪市中心区本町橋2番46号
PALTAC本社ビル3階

電話

06-4793-1050

開催場所が前回と異なります。
お間違いのないようご注意ください。

会場は全館禁煙となりますのでご了承ください。



交通：地下鉄 堺筋線・中央線「堺筋本町」駅①②番出口より徒歩 約7分
地下鉄 谷町線・中央線「谷町四丁目」駅④番出口より徒歩 約8分

会場には駐車場のご用意がございません。公共交通機関でのご来場をお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。